2017年7月発行 No.89

#### 最近の活動の状況

#### ◇電話相談◇

子どもの虐待防止ホットライン 2017年4月1日~6月30日 電話相談結果報告

#### ① 受信件数 412 件

#### <内訳>

#### 1) 相談者性別•年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
女性	2	14	63	94	47	15	51	286
男性	1	1	62	35	11	1	12	123

性別不明 3件

#### 2) 利用回数

#### 3)相談時間

初回	継続	不明		
70	342	0		

~9	~19	~29	~39	~49	~59	60分以上
91	117	73	49	34	23	25

\*虐待の型\*

#### 4)被虐待経験の有無

あり	なし	不明		
235	14	163		



#### ② 内容別件数

妊娠・出産	2		
無言・ノイズ	3		
その他の相談	214		
マスコミ・問合せ	6		
育児不安	20		
18歳以上の虐待	150		
虐待(含む危惧)	17		

身体的	心理的	ネグレクト	性的	不明
35	107	5	18	1



# 編集後記

5月中旬「名古屋市で女子高校生が赤ちゃんの遺体をバッグに入れて警察署へ」の報道に心が痛みます。 女子高校生本人、周囲の方誰かが「赤ちゃん縁組・特別養子縁組」のことを知っていたらと忸怩たる思いです。 このような悲劇をなくするためにも CAPNA の活動が必要であることを痛感します。

九州北部の大豪雨では、新聞やテレビのニュースなどで痛ましい被害状況を目にすることになりました。被災者の方々への支援や街の復興のために、たくさんのボランティアが現地にかけつけ活動する姿をまのあたりにし、人と人が助け合い、支え合うことの大切さを改めて感じた次第です。私たち CAPNA も、設立以降20年余りのときを経て、今だからこそできる助け合い・支え合いを模索していきたいと思っています。(萬屋・小出)

発 行 NPO法人 CAPNA

> 〒460-0002 事務局 名古屋市中区丸の内 1-4-4-404

# CAPNA

2017年7月発行 89号

# 認定特定非営利活動法人CAPNA 第22回定時総会開催

2017年6月4日(日)、イーブルなごやにて、第22回CAPNA定時総会が開かれました。

ご来賓に、愛知県弁護士会会長の池田桂子氏、愛知県中央児童・障害者相談センター児童相談課長の近藤雅明氏、名古屋市中央児童相談所所長の渡邊佐知子氏の三人をお招きし、それぞれご挨拶いただくとともに、総会終了後には、渡邊所長から「児童福祉法改正〜初任者のための学ぶべきポイント〜」と題してご講演をいただきました。

CAPNA発足から20年を経て、児童福祉法改正とともに、虐待防止を掲げるNPO法人としての社会的役割について、あらためて考えさせられる1日となりました。

## ★★★理事長よりあいさつ申し上げます。★★★★★★

親の虐待など様々な事情で家族、家庭から離れて生活する子ども、社会的養護下にある子どもたちは全国で4万5000人、愛知県内、名古屋市を含めると2000人以上の子どもたちがいます。皆さんご存知のように大半が乳児院、養護施設で生活しています。

児童福祉法が改正され、「子どもが権利の主体であること」「子ども は家庭もしくは家庭と同様な環境で育てられる権利があること」などが 明記されました。



先日、東京で「子ども家庭養育推進官民協議会」総会が開催されました。里親委託、養子縁組をすすめていくために官民が力を合わせていこうと昨年できた団体です。2012年、CAPNAが全国の児童相談所向けに「赤ちゃん縁組・特別養子縁組研修会」を行いマスコミに案内しました。この時の取材がきっかけとなって、日本財団につながりました。日本財団の「ハッピーゆりかごプロジェクト」の取り組みから、4月4日の「養子の日」制定、「子ども家庭養育推進官民協議会」までの流れは早かったです。「全国妊娠SOS相談ネットワーク」という全国組織もできました。改正児童福祉法で里親、特別養子縁組に関わることも「児童相談所の業務」と位置付けられました。CAPNAは「赤ちゃん縁組・特別養子縁組」を広める活動を続けています。子ども家庭養育推進に貢献しているのではないかと思います。

CAPNA設立後まもなく「虐待で死亡するこども」の新聞記事を拾い、「見えなかった死〜子どもの虐待データブック」それに続けて「防げなかった死」を発行しました。今では厚生労働省の「子どもの虐待死亡事例検証委員会報告」となっています。そして、あの頃CAPNAに集っていた弁護士さんが児童相談所に駆けつけ、子どもの保護、親面接していましたが、今では児童福祉法で「児童相談所に弁護士をおく」ことになりました。また、「CAPNAホットライン」は様々な電話相談の先駆けになったと思います。

それでも児童相談所が対応する児童虐待相談の件数は減るどころかますます増加の傾向にあります。児童福祉法が改正されたからといってすぐにその通りになるわけではありません。

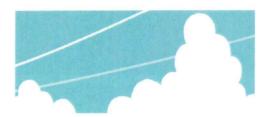
CAPNA設立当初は行政から疎んじられることもありましたが、今では連携、協働で様々な取り組みを行っています。改正児童福祉法の恩恵がすべての子ども達に行きわたるようこれからもCAPNAは様々な民間機関、行政と工夫を凝らし取り組みを続けたいと思います。幸いCAPNAには様々な分野で活動されている方が集っています。解決のために知恵とお金を出し合い、今後も活動を続けていきたいと思います。

「小さい人ファースト」すべての子ども、赤ちゃんが大切にされる仕組みが社会に根付くことを願っています。今後もさらに多くの方のCAPNAへの活動参加、経済的支援をお願いします。

認定特定非営利活動法人CAPNA理事長 萬屋育子

# 《特集》児童福祉法改正について

2017年4月より、改正児童福祉法が施行されました。以下にその概要を載せさせていただきます。



#### 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図る ため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の 強化、里親委託の推進等の所要の措置を講する。

#### 【改正の概要】

#### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

#### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する奸婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明解化する。

#### 3・児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置するよう保護児童対策地域協議会の調整機関について専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師または保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、 弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

#### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置づける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置づける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### (検討規定等)

- ○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続きにおける裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 〇施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 〇施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講する。

#### 【施行期日】

平成29年4月1日(1,2(3)については、公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成28年10月1日)

#### ③メール相談の特性と返信作成の留意点

2017年7月発行

メール相談の特性としては、利用者が自分の苦しい気持ちを文章にまとめる作業を通して自分の気持ちを見つめることにつながっていくのか、最後に「読んでくれてありがとうございました。気持ちがすっきりしました。」というものもあれば、「もう限界です。どうかたすけてください。」という切実なものもある。私たち相談員は、利用者がどんなに困っていても直接手を差し伸べることはできない間接支援者である。そのことを十分に承知した上で、利用者の気付きをうながし利用者が自分の力で問題解決の糸口が見付けられるようなヒントが含まれる文章の構成を心掛け、利用者の苦しい立場を理解し、その気持ちに共感し寄り添う心を持ちながら、利用者が読んで希望の光が見え、そして勇気が出るような返信文が完成するようスタッフ間で常にケースのシェアリングをし、文章を推敲している。また、そのスキルを持続できるよう定期的に研修会を開いている。

#### 寄付者一覧 (H29.4~6月)

曽根富美子 小久保裕美 萬屋育子 水野夕ズ子 嶋康子 日比野元子 山根香代子 平野陽子 矢満田篤二 鈴木信子 吉田衣里 服部唯男 坂本精志 石川知子前田亮子 中川ひで子 今井正人 後藤宗理 菊島正雄向山富雄 谷口紀美江 内藤雅子 山岡美和 牧野智子名古屋 SORA ゾンタクラブ 国際ソロプチミスト名古屋小川喜代光 財団法人パブリックソース財団 池谷涼子前泊さとみ 匿名希望者 (順序不同)



# ◇2017年度メール相談事業◇ (7月15日現在 速報値)

月	受信件数			
4月	99件			
5月	107件			
6月	100 件			
合計	306件			

#### CAPNA シェルター事業報告

	受付先	経路	利用者	内容	判断	支援	支援結果
4月	事務局	機関	母、10 歳女	DV ケース	該当	利用	4日間
4月	事務局	機関	母(17歳) 子(児童相談所保護)	DV ケース	該当	利用せず	
4月	事務局	機関	母、17歳男、16歳男(障害者)	DV ケース	該当	利用	12日間
6月	事務局	機関	母、3歳女、1歳男(ダウン症)	DV ケース	該当	利用せず	
6月	事務局	機関	48歳女性	ストーカー被害	該当	利用	6日間
6月	事務局	機関	母のみ(子は児童相談所)	DV ケース	該当	利用せず	他施設へ

リヴィー博士の手法を紹介する日本で最初のセミナーは、CAPNA の主催でしたので、ご存知の方もいらっしゃることでしょう。(注1)

来る 10 月 27~29 日、関学会館においてリヴィー博士のセミナー(注2)を開催いたします。わかり やすいへネシー澄子先生の通訳付きで実際のトリートメントの様子を学びます。児童相談所の方、乳児院、児童養護施設スタッフ、養親さん、里親さん、学校の先生方、心理職だけでなく、愛着の問題を抱える子 どもと家族に支援をされる方必見の研修です。

ぜひ、会場でお会いできたらと思います。リヴィー博士の技術を身につけ、シンデレラの継母を癒せるようになることが私のライフワークです。人との関係に傷ついた方を支える仕事だからこそ、笑顔で楽しく、しなやかに進んでまいります。多分、近いうちに願いが叶っていることでしょう!

- (注1) 2008年7月2日~4日の3日間「修復的愛着療法技術研修」開催 (CAPNAニューズレター57号に掲載有)
- (注2) CAPNA の HP「お知らせ」に情報掲載

# ★CAPNA メール相談紹介

NPO 法人「日本子どもの虐待防止民間ネットワーク」の事業の1つとして、2009 年 CAPNA の有志メンバーで立ち上げました。現在は、北海道・東北をのぞく東日本地区を CAPNA の相談員 11 名が請け負っています。以下、メール相談の概要です。

- ① 信件数(2016年度) 1,273件(全国)
- ②相談内容および利用者の年代
- O 虐待防止のためのメール相談であることから、寄せられる相談内容は虐待に関するものが大部分である。大きな特徴は、今現在虐待を受けているという被害児童からの SOS が多いことである。これはメールという情報ツールが若い世代や子供たちの日常生活に身近なものであること、電話相談で苦しい気持ちを吐露したり現状を説明することが子どもにとっていささかハードルが高いであろうことが要因と考えられる。
- 利用者がメール相談フォームに入ると、都道府県と男女別のみの選択を行う仕組みになっているが、相談文から読み取れる範囲で統計をとると、利用者の約40%が10~30代で、多い順に30代・10代・20代となっている。
- 昨今では学校でのいじめ被害の相談もあるが、苦しい気持ちに十分に共感した上で、保護者や学校の先生(担任、養護教諭、SC 等)に打ち明けること、チャイルドライン、子ども人権110番、24時間子供 SOS ダイヤル等への電話相談を勧める返信内容を基本としている。
- 20~30代の若い母親からの相談の多くを占めるのは育児不安である。単純に子育てが初めてで不安だというものから、夫の無理解や協力者がいない中での孤独な育児に耐え切れなくなってというものもある。育児不安を訴えて送られてきた相談であっても、子どもとの関わり方に虐待の疑いがあると思われるものについてはそのような視点からの返信を書いている。
- メール相談の利用者は大きく分けて虐待者・被虐待者・虐待の通報者の三者である。虐待通報に関しては、管轄の児童相談所や行政の窓口を記した上で通告の依頼をしている。昨今多いのが、ネット上での虐待の発見(ツイッター等に虐待・被虐待の記述があるなど)であるが、真偽のほどがわからないことから返信が書きにくいため、虐待を心配してくれたことへのお礼とねぎらいを述べた上で、利用者には警視庁の匿名通報窓口(電話と HP)を紹介している。

# 「児童は、適切な養育を受け、愛され、保護されることなどの権利を有する」 ~児童福祉法改正に思うこと~

平成 28 年児童福祉法が大幅に改正され、平成 29 年 4 月から完全実施となった。今後の児童福祉のあり 方を示すものとなった。

#### 《児童が主体、児童が権利を有する》

昭和 22 年に制定されてから今日まで児童福祉法はその時代の情勢に合わせて改正されてきたが、児童福祉の理念が改正されたのは今回が初めてである。

改正児童福祉法では、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを第 1 条に位置づけた。そのうえで、国民、国・地方公共団体は児童育成の第一次的責任を負う保護者とともに児童の最善の利益を優先し、児童の福祉を保障する旨を明確化している。

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を 保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られ ることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

「児童福祉の理念」の主語が「国民は」から「児童は」と変わった、ようやく児童が権利の主体であることが明記されたことは喜ばしい。「愛され」という情緒的な言葉に多少の違和感は覚えたが、児童の心身の成長にとってもっとも必要なことは「愛されること」であると考え、納得した。

#### 《しつけと称して叩くのはダメ》

同時に「児童虐待の防止等に関する法律」も改正された。親権の行使について次のように明記された。

第 14 条 親権者は、児童のしつけに際して、民法第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超え て児童を懲戒してはならない。

子どもを虐待で一時保護した時に「子どもが悪いことをした、親の指示に従わなかったから叩いた。虐待ではない、しつけだ。」と主張する保護者によく出会った。叩く行為は身体的虐待の始まりである。法律に明記されることで意識が変わっていく。

#### 《家庭と同様の環境における養育の推進》

次に社会的養護を施設養護から家庭養護への転換を明確にしたこと。家庭において養育することが困難、又は適当でない児童を家庭と同様の環境における養育を推進するとし、家庭と同様の環境の家庭養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームでの養育をとした。

里親業務を児童相談所業務とし、さらに養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置づけた。もちろん、これまでも里親、養子縁組里親も児童相談所が業務として行ってきているが、多くの児童相談所で児童虐待の対応に追われ、主要な業務として認識されてなかったように思う。養子縁組に関する業務が隅に追いやられていたように感じていた私としては大いに評価したい。

以上、改正児童福祉法のほんの一部を取り上げた。改正児童福祉法の恩恵をすべての子どもが享受できることを願う。まずは、目の前の困っている子どもに「大丈夫、一人で悩まないで」と声をかけたい。

(萬屋育子)



# 良いことに焦点を合わせる ~支援者も子どもも変わる!~

(㈱) ライフデザイン総合研究所 代表取締役 社団法人 ATTI Japan 代表理事 臨床心理士 榊原 明美

5月24日、名古屋市児童虐待防止研修会で「気になる親子の課題~どう関わりどのように支援するか~」 をテーマに講演された榊原明美さんの心温まるお便りです。

## 「思えば願いは叶う」

「強く思えば願いは叶う」と言いますが、最近そのことを実感しています。

継母がシンデレラをいじめるのにショックを受け、血が繋がっていない子どもでも愛せる大人を増やしたいと思った。田んぼの先を横切る美しい新幹線を見るたびにたくさん乗りたいと思った。児童養護施設で悪戦苦闘している保育士の私に、知識と技術を教え救い出してくれた先輩方のように、支える力を身につけたいと思った。

今私は、新幹線に乗って、様々な土地に出向き、子ども家庭支援や児童養護施設の方々にスキルを伝えて、成果を分かち合いすべて繋がる形で思いが実りつつあります。このような人生を送ることができるなんて幸せ者だなと思う毎日です。

# 「気になる親子への課題~どう関わりどのように支援するか~」

今回は憧れの CAPNA のお招きで大勢の皆さんにお話しする機会をいただきました。参加者が何人であっても体験型と笑いでお伝えするのが持ち味の私です。どんなことをしたのかご報告します。

# «GOOD&NEW»

研修で最初に行うのは「GOOD & NEW」です。24 時間以内に起こった(NEW)良い(GOOD)出来事を 4,5 人のグループに分かれて、手短に報告しあいます。今回はハイタッチをしていただきましたが、本来はクシュボールという視覚や触覚を刺激する教材を持ちながら話します。ボールを投げて、次の方を指名し、全員 GOOD NEWS を伝えたら、着席します。簡単ですよね。でも、効果が抜群なのです。実施した後研修や会議を行うと、現状の問題点ではなく、未来の到達イメージ「どうなったらいいのか?」に焦点があたりやすくなるのです。ゴールが明確になれば、「何をするのか」 to do に落とし込むことができますよね。あとは実行あるのみになります。

人間の脳の最優先事項は、命を守ることです。そのため、命に別状のないうれしい、楽しい、平和な経験より、危険の兆候である悪い経験のほうが、記憶に残りやすく、思い出しやすい仕組みになっているそうです。あなたができるだけ明るく、肯定的に生きていきたいと望むなら、意識的に良いことに焦点を合わせることを心掛けましょう。

# 《ネグレクトされていたY君の話》

特に子育て中は、かわいい子どもの幸せを望むあまり、子どもに問題が見つかるとそこばかりに焦点が当たりやすくなります。事例を紹介しましょう。長い間ネグレクトされていたため、6歳でも日中のトイレに失敗が多いY君の担当になった私の話です。

来月から小学生になるというのに、ズボンを濡らしている Y 君の先行きを悲観した私は、気づくと彼のズボンのシミばかりを確認するようになりました。私の視線(たぶん思いつめた怖い顔だったことでしょう)に気づいて、はっとして、その途端にじわっと股間を濡らす Y 君。そんなやりとりが続き、『なんでそうなるの!』と私は心の中で悲鳴をあげていました。Y 君はかわいくて、優しい子で、トイレの失敗は彼に責任があるわけではないのです。頭ではよくわかっています。でも、気になってイライラしてしまう私を止めることができません。どん底の日々が続いたある日、突然ひらめきました。

『もうY君のおへそから下を見ることはやめよう!』

(実は見てしまうのだけれど、すぐに Y 君のかわいいお顔に目を移すことにしたのです。)

そして、「きれいなズボンで過ごしてほしい」のだから、ズボンやパンツが濡れたら素早く着替えればいい、 と発想を変えました。何をすればいいのかがわかるとY君は喜んで実行し、それを私はほめることができま した。『彼をほめたのは久しぶりだ』と思った途端、私は泣いていました。

誰でも些細なことをきっかけに虐待に陥る危険性がある、私は身をもって理解しました。その時以来、問題行動より良いことに注目していくことの重要さを心に刻んでいます。

さぁ、今日から家庭で、職場で、コミュニティで、「GOOD & NEW」を実践してください。普段から良い話をする習慣がついていれば、困りごとの相談もしやすいものです。ささやかな実践の積み重ねが一番の虐待予防です。

# 「児童虐待体験と愛着障がい」-ATTI Japan 設立へ-

家庭内暴力の目撃、児童虐待などの体験は、子どもの心に傷を残し、養育者やほかの大人を信頼することができない「愛着障がい」をもたらします。「愛着障がい」の子どもは、養子や里子として新しい家族に迎えられても、「信頼関係が築けない」「感情のコントロールができない」「自傷行為」「他人を傷つける行動」等生きづらさを抱えます。

この「愛着障がい」の癒しに画期的な成果をあげているのが、アメリカ・コロラド州のテリー・M・リヴィー心理学博士です。愛着(アタッチメント)理論とトラウマケア、そして家族療法を柱としたさまざまな手法を統合した心理療法で、「愛着障がい」に苦しむ子どもとその養育者に笑顔と安心を与えています。2週間の集中トリートメントで、アタッチメントの対象となる養育者への支援と心理教育を行い、子どものトラウマに介入していくのです。

この画期的な心理療法を日本で提供していくために、今年3月一般社団法人ATTI Japan(Attachment Treatment & Training Institute)を設立いたしました。既に実子を含む5組の日本人家族がリヴィー博士のトリートメントを受け、効果を実感されています。昨年5月に日本初の体験をされた家族は、普及に協力したいとNHK「おはよう日本」の取材を受け、大きな反響を得ました。その模様は、「親の育てられない子どもに家庭を!連絡協議会」Facebookで、ご覧になることができます。

https://www.facebook.com/satooyarenrakukai/videos/1755826601323964/